大川端箱夫殺 花井阿梅の略傳

（東京繪入新聞抜萃）

時は明治二十年六月九日の夜十時日本橋區濱町三丁目の河岸にて酔月の雇ひ男峯吉を殺害したる花井お梅の略傳どその事實を目下評判高き東京繪入新聞に記載されしに依りて爰に寫し出さんにお梅はもと下總の國佐倉の藩士花井專之助といへる人の娘にて明治維新の際親子とも東京に來り商法を爲せしも馴れぬ業とて思はしき事のなきのみか追々に零落せしより餘儀なく其ころ八歳になりしお梅を柳橋邊に住居する岡田何某かたへ養女に遣りし處養父何某は品川宿にて一膳めし屋を始めたれど養女お梅ふは手習ひは元より踊り三味線その他いろ／＼の藝を仕込みしが追々生長するに從ひ自然と備はる縹緻に近所の評判娘となりしは是れ身を妓籍に沈めるの基ゐふして終に十四の歳養父の爲め柳橋より半玉の弘めをなし小今と名乘りて出てし其夜より愛嬌の客も多くつきなかく／＼の繁昌なりけるが十八歳の折小秀と改めて一本立ちとなりいよ／＼地行ッ妓となりしころ養父岡田と折合のつかぬ事情ありて離縁となり實父花井かたへ立戻りしも身は柳橋の芸ふ在ってます／＼繁昌を極めしが小秀のお梅は此ころよりいろ／＼役者との交際を始め心ふ叶ひし役者と見れば飽めて温泉遊びの他所行きと相乘車ふて浮れ出し非常の散財を爲すより常ふ借財も多かりしかど一方ふは官員華族あるひは豪商ふ贔屓あれば纏びを賣りては其の負債をつくのひゐしが二十一才の折都合ありて新橋へ引移り同所日吉町より妓名を秀吉と改めて今晩はと顯てれしふ元より腕ふ覺えある事なれば柳橋より附渡りの愛顧は更なり新たに馴染さへ殖えて一日ましふ繁昌なし且つ自分も元地の朋輩ふ見下げられまじとの余儀あれば身を慎み座敷等は以前ふましていと親切ふ勤めけるより其評判はます／＼高かりしがフト持病の役者狂ひが發りて新富座の若女形と深く馴染みしふ仔細あって其の太夫は秀吉かたへ足踏をもせざる事ふなりしをお梅の秀吉は口惜しく思ひ一夜酒を過せし處から氣が大きくなり刄物を懐中して新富町なる太夫の許へ押しかけ逢って怨みを言んとしたれど太夫は面倒なりと早くもその場を外したれば其夜はすご／＼立戻りしといふは危うかりし事どもなりき去る程ふ秀吉はいよ／＼殘念ふ思ひ今度はその面あてふと同じ新富座へ出勤の立役何某と深く契り入の噂も構はず諸方を浮れ歩きしふ何某は不幸ふも實病ふかゝりて旅なくも行きて歸らぬ旅役者遂の客へ上りしより秀吉は落膽したる餘り時妓稼ぎも面白からずなりしかばある日郎ふ覚く持掛けて夫となく廢業し續いて日本橋區濱町三丁目（河岸通り）十三番地へ實父花井專之助の名儀ふて酔月樓と呼ぶ立派なる待合茶屋を出し明治二十年即ち昨年の五月十四日を卜して盛大ふ開業の式を擧げたるが父專之助が諸事嘗し風ふて綿密なるふ引き替へ長らく藝妓ふて暮したるお梅の氣隨がちなるとふ折合ひ悪くえばく／＼爭論をなせしが同月二十七日の夜偶の通り父子喧嘩をなしゝ末ふお梅は醉月を飛び出して懇意の方ふとまり翌日よりは身体の工合あしければと海上の温泉関係の樓へ保養ふ出掛け一泊なして次きの日は京橋區[illegible]町の待合茶店長谷川かたと南鍋米澤町の鯛田屋といへる船宿ふ日を暮らし醉月樓の樣子をさぐりたるふ家業は相替らず繁昌するよしを聞きたれば來きりと歸宅の念慮を起し人をば頼みて父專之助ふ詫を入れしもなか／＼承知する体なしとの事なれば元と情夫であった新富町の若女形の屋人ふて其後自分が藝妓の折箱を雇ひ當時でも引續き醉月の雇ひふなって居る峯吉こと實名八杉峯三郎は兼々目をかけし者ふて是まで内幕を明かして何かと世話をさせし者なれば同人を頼みて親父を説破して貰んものといろ／＼頼み込みしも峯吉は心ふ一物あれば一向ふ承知せぬのみか却って歸宅の妨げをする傾向きあるよりお梅は深く怨み六月十九日の朝米澤町の鯛田屋かたを立出て日本橋區芳町のある金物屋ふて出刃庖丁を買求め密かに懐中して新橋の小川八重といふは平常心易くしたる者なれば同人方へ尋ね行き餘儀ない事ふて明日早く大抜まで行て來ますと餘所ながら暇乞ひをなし夫れより日を暮らして濱町の酔月の前まで歸り來りしがさすがふ自分で峯吉を呼び出す譯ふもゆかねば近所の車夫を頼みて同人を呼出して貰ひ其身の心得違ひを述べてどうかお前から親父さんへ詫をしてくれどさま／＼ふ頼み入れしも峯吉は快よく承知する氣色なく強ていふなら私ふも頼みがありますとお梅ふ對し懸想をしかけ不法の擧動ふ及びしより日來憎しと思ひし事なればお梅は忽ち急込み兼て携へ持し彼の出刃庖丁を取出すが否己れといひさま振ひらめかしたる切先鋭く峯吉の左の肋へ突立てたれば何かは以て堪るべき峯吉はキヽと迸ばしる血汐の中ふバッタリ倒れて其まゝ締切れたるふぞお梅も今は是非なしと其場より直ちふ警察署へ自首して出たればお調べの上其筋へ送られ同年十一月重罪裁判所へ廻され同月十八日公判を開かれ有名なる代言人大岡育造角田眞平の兩氏出廷して弁護をされしが同じく二十一日ふ裁判宣告となり即ち刑法第二百九十二條の謀殺犯と認められ死刑より一等を減じ無期徒刑ふ處せられたるをお梅は該裁判を不當として大審院へ上告したれば目下鍛冶橋の監獄ふ在って何分のご沙汰を待居るといふ何は扨名高き藝妓の果ふして人殺しの大罪を犯したる事なれば其の評判は府下ふ普るしく寄と集るとお梅の噂ならざるはなき程なりしゆゑ現ふ裁判を開かれし當日の如きは其往復の道筋ふ見物山をなし且つ傍聽人は未明より裁判所へ詰めかけて既ふ傍聽滿員となり入場を禁せられし者の中ふは殘念の餘り粗暴の擧動を爲して警官の手ふ押へられ遂ふ夫が爲め重禁錮一ヶ月十日ふ罰金三圓とガラスを毀したる償ひ金七十五錢の處刑を受し者さへありて實ふ驚くべく謹しむべき近年の出來事なれば其あらましを新聞ふ依りて斯くなんかいつまり以て短氣なる人々の注意ふ供ふ

明治廿一年一月十日印刷
明治廿一年一月廿日出版
東京日本橋區長谷川町十九番地 印刷者 綱田熊次郎
東京日本橋區長谷川町十九番地 著作兼發行者 綱田熊次郎

大川端箱夫殺 花井阿梅の略伝 文庫10-8353
早稲田大学図書館蔵／Waseda University Library